

4Rアクションサポート事業 事業申請時のQ&A

1 事業全体について

Q 1 来年度実施する事業を今年度に申請することができますか？

A 1 今年度は申請できません。来年度に申請してください。

Q 2 数年間にわたる事業を申請することができますか？

A 2 当年度分のみ申請することができます。

来年度分の事業については、また来年度に申請してください。

Q 3 1つの団体で複数の研修を実施する予定なのですが、それぞれに補助を申請することはできますか？

A 3 1つの団体が複数事業を申請することはできます。

ただし、1団体の補助上限額は30万円となります。

2 補助対象事業について

Q 1 学校の授業時間に児童を対象に見学会や研修会を実施したいのですが、補助対象事業となりますか？

A 1 申請団体が主体的に行う事業の場合は、補助対象となります。

Q 2 どのような事業が補助の対象になるのか教えてください。

A 2 宮崎県庁ホームページで直近3か年分の事業実績一覧を公開しているほか、募集パンフレットの中でも活動例を紹介していますので、そちらを御確認ください。

3 補助対象経費について

Q 1 事業実施に必要な物品等を交付決定通知が届く前に購入してもいいですか？

A 1 交付決定前に購入したものは補助の対象外となります。物品購入も含め、交付決定日より早くに事業を開始しないでください。

Q 2 研修会の講師を県外から招くための旅費は補助の対象となりますか？

A 2 補助の対象となります。

ただし、金額及び使用した便名などが分かる領収書の提出が必要です。

Q 3 県内各地で研修会を開催するため、団体の構成員を派遣したいのですが、このような場合その構成員の旅費は補助の対象となりますか？

A 3 補助の対象となります。

ただし、金額などが分かる領収書の提出が必要です。

例) A町に住んでいる構成員の方がB町に出張し、往復の切符の領収書などが提出できる場合など。(移動手段が車でガソリンの領収書を提出した場合は、本当にそれだけに使用したことが証明できないため対象となりません。)

Q 4 講師に対する謝金は、補助の対象となりますか？

また、団体の構成員を講師とする場合はどうなりますか？

A 4 講師に対する謝金は、補助の対象となります。

ただし、講師が団体の構成員の場合は、補助の対象とはなりません。

Q 5 研修会などで、講師と参加者の方にお出しするお茶代は補助の対象となりますか？

A 5 講師の方のお茶代についてのみ補助の対象となります。

Q 6 講師に支払う謝金について、金額の上限はありますか？

A 6 学識経験者・専門家の場合は1万円、その他の場合は5千円が補助上限となります。

Q 7 研修会で使う資料の作成を発注したいのですが、補助の対象となりますか？

A 7 補助の対象となります。

Q 8 研修会の準備のためにパソコン及びプリンタをリースしたいのですが、補助の対象となりますか？

A 8 リース品が事業のみに使用されるか確認できないため、補助の対象となりません。また、備品（10万円以上）として購入する場合も補助の対象となりません。

Q 9 環境保全の学習のため、リサイクルセンターなどの施設見学を行いたいのですが、移動に使うためのバスの借り上げ料は補助の対象となりますか？

A 9 補助の対象となります。ただし、補助率は1／2となります。

Q 10 コンポストを使用した生ごみ再利用のモデル事業を行いたいと考えています。コンポストの購入費用は補助の対象となりますか？

A 10 コンポストの価格が10万円以上であれば備品に該当するため、補助の対象となりません。物品の購入は1品につき10万円未満であれば、補助の対象とすることができます。

Q 11 生ごみ再利用のモデル事業を行うため、地区の住民の方に案内ビラを作成するための用紙代やインクカートリッジ代は補助の対象となるのでしょうか？

A 11 補助の対象となります。
ただし、作成した資料及び配布枚数、配布先について実績報告をしていただくことが補助の条件となります。

Q 12 施設見学の際に旅行保険をかけたいのですが、補助の対象となりますか？

A 12 補助の対象となります。ただし、補助率は1／2となります。

Q 13 実績報告や事業の広報のために現像した写真代は、補助の対象となりますか？

A 13 補助の対象となります。
ただし、枚数と用途について実績報告書に記載していただくことが補助の条件となります。

Q 14 「先進的な取組等の県内への導入につながるような調査・研究」として県外へ行く場合、旅費は補助の対象となりますか？

A 14 「先進的な取組等の県内への導入につながるような調査・研究」に係る旅費については、県内外を問わず補助の対象となります。
ただし、1人当たり10万円を超えないことが条件となります。

Q 15 支払（振込）手数料は補助の対象となりますか？

A 15 補助の対象となりません。

Q 16 事業報告書等の郵送代は補助の対象となりますか？

A 16 補助の対象となります。

Q17 団体構成員に対しての報酬は補助の対象となりますか？

A17 補助の対象となりません。交通費であれば補助の対象となります。

4 申請について

Q1 任意団体でも申請はできますか？

A1 任意団体でも申請はできます。

ただし、以下の条件を満たしていただく必要があります。

① 主に県内で活動する団体であること。

② 定款、寄附行為又は規約等を有し、団体としての意思決定により事業執行がなされること。

③ 代表者が明らかであること。

④ 宮崎県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が、同条第4号に規定する暴力団関係者でないこと。

Q2 申請書の代表者及び役員名簿に記載する人物について、任意団体の場合はどのように記載すればよろしいでしょうか？

A2 規約等に規定する役員の方の氏名を記載してください。なお、名簿の写しの提出をもってこれに代えることができます。

Q3 高校生や大学生の団体でも申請できますか？

A3 高校生や大学生の団体も申請できます。

ただし、団体として規約等を有していることが条件となり、現在規約等を有していない場合は、応募前に新たに作成していただく必要があります。

規約等の作成については、個別に御相談ください。

Q4 実施する一部の事業について補助を申請する場合、事業計画書はどのように記載すればよいですか？

A4 補助を申請する事業についてのみ記載してください。事業実績書も同様です。

Q5 同事業で国や他の自治体、団体から補助金を交付されている場合、補助の対象となりますか？

A5 国や他自治体等から補助を同時に受けることはできませんので、補助の対象となりません。

5 事業実績報告について

Q1 事業実施に係る写真とはどのような写真ですか？

A1 研修会や施設見学の様子など、事業計画どおり事業を実施したことが確認できる写真となります。

Q2 支出を証する書類とはどのようなものですか？

A2 団体がその費用を支払ったことを確認できる書類です。

従って、宛名、内訳が分かる領収書や謝金の受領書を実績報告書に添付してください。（写しでも可です。）

また、資料や案内の作成費用として補助を受ける場合は、作成した資料や案内もあわせて提出してください。

Q3 事業実績報告は書類の提出のみですか？報告会等での報告も求められますか？

A3 補助対象事業のうち、「先進的な取組等の県内への導入につながるような調査・研究」を実施した場合には、翌年度の宮崎県4R推進協議会総会（例年5月開催）において、口頭で実績報告をしていただく場合があります。（総会の時間が限られているため、報告をしていただく団体は事務局にて事前に選定させていただきます。）

6 補助金の交付について

Q 1 補助金の支払は事業の開始前ではなく、事業の完了後になるのでしょうか？

A 1 事業完了後のみとなります。

Q 2 補助金の交付はいつになるのですか？

A 2 事業実績報告書の内容を審査し、補助金額の確定をした後、通知を事務局から送付します。通知を受け取ったら、速やかに請求書に口座番号等を記載して、事務局まで提出してください。

事務局が請求書を受け取った日から30日以内に、指定の口座へ支払います。

Q 3 補助金の受取口座は個人の口座でも可能ですか？

A 3 個人の口座での補助金受取はできません。団体が所有する口座での受取になります。